

目次

第1章 仮使用の承認

第1	仮使用の承認対象.....	1
第2	承認条件等.....	1
1	各種工事に共通する事項.....	1
2	作業内容別事項.....	2
第3	承認申請の時期.....	3
第4	変更許可と仮使用承認との関係.....	3
1	一連の変更工事を一の変更許可で行う場合の仮使用について.....	3
2	複数の変更工事を複数の変更許可で行う場合の仮使用について.....	4

第2章 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

第1	仮貯蔵等の反復の制限.....	9
第2	屋外における仮貯蔵等.....	9
第3	屋内における仮貯蔵等.....	10
第4	仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準.....	10
第5	消火設備.....	10
第6	標識、掲示板.....	10
第7	地下貯蔵タンクからの危険物の抜き取り等◆.....	11
第8	タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵.....	11
1	運用上の留意事項.....	11
2	技術上の基準等.....	12
第9	変圧器等による危険物の仮貯蔵等.....	13
1	変圧器等の規制について.....	13
2	変圧器（油入ケーブルを除く。）の抜油作業等.....	13
第10	工事現場等における可搬形発電設備の同一場所の扱い.....	13

第3章 製造所（危政令第9条）

第1	区分.....	14
1	製造所とは.....	14
2	技術基準の適用.....	14
3	製造所の設備.....	14
第2	規制範囲.....	15
第3	許可数量の算定.....	15
第4	位置、構造及び設備の基準.....	15
1	危政令第9条第1項を適用する製造所.....	15
2	危政令第9条第2項を適用する高引火点危険物のみを取り扱う製造所.....	46
3	危政令第9条第3項を適用するアルキルアルミニウム等を取り扱う製造所.....	46

第4章 一般取扱所（危政令第19条）

第1 区分	47
1 一般取扱所とは	47
2 技術基準の適用	47
第2 規制範囲	48
1 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所	48
2 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所	48
第3 許可数量の算定	54
1 油圧装置又は潤滑油循環装置による危険物の取扱い	54
2 危険物を消費するボイラー等による危険物の取扱い	54
3 車両に固定されたタンクに危険物を充てんする取扱い	55
4 容器に危険物を詰め替える取扱い	55
5 洗浄作業による危険物の取扱い	55
6 切削装置又は研削装置による危険物の取扱い	56
7 熱媒体油循環装置による危険物の取扱い	56
第4 位置、構造及び設備の基準	56
1 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所	56
2 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所	56
3 危政令第19条第3項を適用する一般取扱所	71
第5 特殊な一般取扱所（危政令第19条第1項適用）	71
1 同一建物内に複数の異なる取扱形態の区画室又は設備を有する一般取扱所	71
2 同一建物内に複数の異なる取扱形態の設備を有する一般取扱所	72
3 製油所、油槽所におけるドラム充てん所の一般取扱所	74
4 共同住宅における燃料供給施設の一般取扱所	74
5 シールド（掘削機械）工事の一般取扱所	86
6 トラックターミナルの一般取扱所	88
7 採掘現場等における車両系建設機械の一般取扱所	88
8 動植物油類の一般取扱所	89
9 ナトリウム硫黄電池の一般取扱所	89
10 油入ケーブル撤去工事等の一般取扱所	92

第5章 屋内貯蔵所（危政令第10条）

第1 区分	94
1 屋内貯蔵所とは	94
2 技術基準の適用	94
3 屋内貯蔵所の設備	95
第2 規制範囲	95
1 危政令第10条第1項及び第2項を適用する屋内貯蔵所	95

2	危政令第10条第3項を適用する屋内貯蔵所.....	95
第3	許可数量の算定	95
第4	位置、構造及び設備の基準	96
1	危政令第10条第1項を適用する平家建の独立専用建築物に設置する屋内貯蔵所	96
2	危政令第10条第3項を適用する他用途部分を有する建築物の一部に設置する屋内貯蔵所	97
第5	特殊な屋内貯蔵所.....	97
1	タンクコンテナに危険物を収納して貯蔵する屋内貯蔵所.....	97
2	ドライコンテナに危険物を収納して貯蔵する屋内貯蔵所.....	100
3	リチウムイオン蓄電池のみを貯蔵する屋内貯蔵所.....	101

第6章 屋外タンク貯蔵所（危政令第11条）

第1	区分.....	104
1	屋外タンク貯蔵所とは	104
2	技術基準の適用	104
3	屋外タンク貯蔵所の設備.....	104
第2	規制範囲	105
第3	許可数量の算定	105
1	タンクの内容積として計算する部分.....	105
2	内容積の算定方法.....	105
第4	位置、構造及び設備の基準	106
1	500kL未満の屋外タンク貯蔵所.....	106
2	500kL以上1,000kL未満の屋外タンク貯蔵所（準特定屋外タンク貯蔵所）	117
3	1,000kL以上の屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所）	117
4	危政令第11条第3項を適用する高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所	120
第5	その他.....	121
1	定期点検	121
2	休止の確認.....	121

第7章 屋内タンク貯蔵所（危政令第12条）

第1	区分.....	123
1	屋内タンク貯蔵所とは	123
2	技術基準の適用	123
3	屋内タンク貯蔵所の設備.....	123
第2	規制範囲	124
第3	許可数量の算定	124
第4	位置、構造及び設備の基準	124
1	危政令第12条第1項を適用する平家建の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所	124
2	危政令第12条第2項を適用する平家建以外の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所.....	126

第8章 地下タンク貯蔵所（危政令第13条）

第1 区分.....	127
1 地下タンク貯蔵所とは	127
2 技術基準の適用	127
3 地下タンク貯蔵所の設備.....	128
第2 規制範囲	129
第3 許可数量の算定	129
第4 位置、構造及び設備の基準.....	129
1 危政令第13条第1項を適用する一重殻方式の地下タンク貯蔵所.....	129
2 危政令第13条第2項を適用する二重殻方式の地下タンク貯蔵所.....	141
3 危政令第13条第3項を適用する漏れ防止構造の地下タンク貯蔵所	149
4 砕石基礎による埋設方法.....	149
第5 その他.....	155
1 地下貯蔵タンクの流出防止対策に係る事項.....	155
2 特例の適用に関する事項.....	157
3 SIRによる地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検◆	157
4 漏れの点検期間延長	158

第9章 簡易タンク貯蔵所（危政令第14条）

第1 区分.....	159
1 簡易タンク貯蔵所とは	159
2 技術基準の適用	159
第2 許可数量の算定	159
第3 位置、構造及び設備の基準.....	159
1 タンクの数.....	159
2 タンクの空地及び固定方法.....	160
3 通気管.....	160

第10章 移動タンク貯蔵所（危政令第15条）

第1 区分.....	161
1 移動タンク貯蔵所とは	161
2 技術基準の適用	161
3 移動タンク貯蔵所の設備.....	162
第2 規制範囲	162
1 移動タンク貯蔵所の車両の種類.....	162
2 規制範囲	164
第3 許可数量の算定	164
1 内容積.....	164

2	空間容積	165
第4	位置、構造及び設備の基準	166
1	危政令第15条第1項を適用する積載式以外の移動タンク貯蔵所	166
2	危政令第15条第2項を適用する積載式の移動タンク貯蔵所	217
3	危政令第15条第3項を適用する航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所	223
4	危政令第15条第5項を適用する国際移送用の移動タンク貯蔵所	233
第5	特殊な移動タンク貯蔵所	239
1	バキューム方式の移動タンク貯蔵所	239
第6	その他	240
1	タンク検査証（副）の取付け	240

第11章 屋外貯蔵所（危政令第16条）

第1	区分	243
1	屋外貯蔵所とは	243
2	技術基準の適用	243
第2	規制範囲	243
第3	許可数量の算定	244
第4	位置、構造及び設備の基準	244
1	危政令第16条第1項を適用する危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所	244
2	危政令第16条第2項を適用する塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所	245
3	危政令第16条第3項を適用する高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所	245
4	危政令第16条第4項を適用する引火性固体（引火点が21℃未満のものに限る）又は第四類危険物のうち第1石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取扱う屋外貯蔵所	245
第5	特殊な屋外貯蔵所	245
1	タンクコンテナに危険物を収納して貯蔵する屋外貯蔵所	245
2	ドライコンテナに危険物を収納して貯蔵する屋外貯蔵所	246

第12章 給油取扱所（危政令第17条）

第1	区分	247
1	給油取扱所とは	247
2	技術基準の適用	247
3	屋外給油取扱所又は屋内給油取扱所の判定	248
第2	規制範囲	250
第3	許可数量の算定	250
第4	位置、構造及び設備の基準	251
1	危政令第17条第1項を適用する屋外給油取扱所	251

2	危政令第 17 条第 2 項を適用する屋内給油取扱所.....	275
3	危政令第 17 条第 3 項第 1 号を適用する航空機給油取扱所.....	286
4	危政令第 17 条第 3 項第 2 号を適用する船舶給油取扱所.....	287
5	危政令第 17 条第 3 項第 3 号を適用する鉄道給油取扱所.....	291
6	危政令第 17 条第 3 項第 4 号を適用する圧縮天然ガス等充てん設備を併設する給油取扱所	292
7	危政令第 17 条第 3 項第 5 号を適用する圧縮水素充てん設備を併設する給油取扱所.....	304
8	危政令第 17 条第 3 項第 6 号を適用する自家用給油取扱所.....	314
9	危政令第 17 条第 4 項を適用するメタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所..	314
10	危政令第 17 条第 5 項を適用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所.....	321
第 5	特殊な給油取扱所.....	332
1	工事現場等の屋外自家用給油取扱所.....	332

第 13 章 販売取扱所（危政令第 18 条）

第 1	区分.....	334
1	販売取扱所とは.....	334
2	技術基準の適用.....	334
3	販売取扱所の設備.....	334
第 2	規制範囲.....	334
第 3	許可数量の算定.....	335
第 4	位置、構造及び設備の基準.....	335
1	危政令第 18 条第 1 項を適用する第 1 種販売取扱所.....	335
2	危政令第 18 条第 2 項を適用する第 2 種販売取扱所.....	335

第 14 章 移送取扱所（危政令第 18 条の 2）

第 1	区分.....	338
1	移送取扱所とは.....	338
2	技術基準の適用.....	340
第 2	許可数量の算定.....	340
第 3	位置、構造及び設備の基準.....	340
1	配管の両側に保有すべき空地.....	340
2	危険物の受入口及び払出口.....	341
3	配管の絶縁措置.....	341

第 15 章 電氣的腐食のおそれのある場所

第 1	対地電位測定.....	342
第 2	地表面電位こう配測定.....	342
第 3	基準値のとり方.....	343

第 16 章 換気設備等

第 1	換気設備	345
第 2	可燃性蒸気排出設備	346
1	共通事項	346
2	自動強制排出設備	346

第 17 章 電気設備

第 1	防爆構造の適用範囲	349
第 2	危険区域の分類	349
1	特別危険箇所	349
2	第 1 類危険箇所	349
3	第 2 類危険箇所	349
第 3	危険区域の範囲	349
1	屋内の場合	349
2	上屋を有するローリー積場及び容器充てん所等の場合	350
3	屋外の場合	351
4	屋外タンクの場合	351
5	地下タンクの場合	352
6	給油取扱所の場合	352
7	ガイドラインによる場合	356
第 4	電気機器の防爆構造の選定	356
第 5	防爆電気機器の表示等	358
1	防爆構造の種類	358
2	爆発等級又はグループ	358
3	発火度又は温度等級	359
4	使用条件がある場合の表示	360
5	防爆構造等の記号の一括表示の例	360
6	小型電気機器における表示	361
第 6	防爆構造電気機械器具型式検定合格証と防爆構造電気機械器具用型式検定合格標章	361

第 18 章 消火設備

第 1	技術基準の適用	363
1	製造所等の消火設備の設置区分	363
2	消火設備の規制に係る用語の解説	367
第 2	所要単位と能力単位	368
1	所要単位	368
2	能力単位	369
第 3	電気設備がある場所に設ける消火設備	369
第 4	消火設備の技術上の基準	371

1	共通事項	371
2	屋内消火栓設備の基準	372
3	屋外消火栓設備の基準	373
4	スプリンクラー設備の基準	373
5	水蒸気消火設備の基準	374
6	水噴霧消火設備の基準	375
7	泡消火設備の基準	375
8	不活性ガス消火設備の基準	376
9	ハロゲン化物消火設備の基準	378
10	粉末消火設備の基準	379
第5	消火設備の耐震措置	384
1	貯水槽	384
2	消火薬剤の貯蔵槽	385
3	加圧送水装置、加圧送液装置及び予備動力源	385
4	配管	385
5	その他	385

第19章 警報設備

第1	自動火災報知設備	386
第2	非常ベル装置、拡声装置及び警鐘	386

第20章 給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用指針

第1	単独荷卸しの定義	387
第2	単独荷卸しの対象となる施設等	387
1	単独荷卸しの対象となる施設	387
2	単独荷卸しの対象となる危険物	387
第3	給油取扱所等において単独荷卸しが可能となる要件	387
1	石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の実施事項	388
2	運送業者の実施事項	388
3	給油取扱所等の所有者等の実施事項	389
第4	安全対策設備	389
1	コンタミ防止装置	389
2	過剰注入防止設備	391
3	タンク貯蔵量表示装置	391
4	照明設備	392
5	防災設備	392
第5	一般取扱所又は地下タンク貯蔵所の要件	393
第6	安全対策設備の設置に係る手続き	393
第7	給油取扱所等の単独荷卸しに係る教育訓練	393

1	教育訓練の実施主体	393
2	教育内容	394
3	訓練内容	394
4	教育訓練の対象、内容、時期及び周期	394
第8	単独荷卸しを行う給油取扱所等における予防規程又は単独荷卸し実施規程に規定すべき内容等	395
第9	その他	395

第21章 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

第1	基本的事項	396
1	変更許可の要否	396
2	非対象設備の変更	396
3	対象設備と関連する非対象設備の変更	396
4	変更許可を要しない変更工事	396
第2	具体的な運用に関する事項	396
1	確認を要する軽微な変更工事	396
2	確認を要しない軽微な変更工事	397
3	変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件	397
4	変更許可を要する工事と確認を要する軽微な変更工事が同時に行われる場合	397
5	確認を要する軽微な変更工事及び確認を要しない軽微な変更工事の例示	397
第3	火花を発する器具の使用に係る手続き	398

第22章 予防規程（法第14条の2第1項）

第1	予防規程に係る基本事項	403
1	予防規程とは	403
2	予防規程の作成単位（認可の申請）	403
3	消防計画、事業所防災計画及び防災規程等の関係	403
4	認可基準	403
5	予防規程の個人名記載について◆	404

第23章 完成検査前検査（法第11条の2第1項）

第1	用語の定義	405
1	水張検査	405
2	水圧検査◆	405
3	基礎・地盤検査	405
4	溶接部検査	405
5	岩盤タンク検査	405
6	圧力タンク	405
第2	完成検査前検査の申請	405

1	申請時期	405
2	申請単位◆	405
3	市外設置のタンクの水張又は水圧検査申請の添付図書◆	406
第3	検査方法	406
1	施設区分ごとに課される水張又は水圧検査の種類	406
2	水圧検査	406
3	中仕切りタンクの水張又は水圧検査	406
4	ジャケット付き 20 号タンクの検査◆	407
5	海外で製作された液体危険物タンクの水張又は水圧検査	407
6	水張又は水圧検査が困難なタンク◆	407
第4	検査対象	407
1	変更工事に伴う水張検査・水圧検査の対象	407
2	20 号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱い	408
3	最大常用圧力が増加するタンク◆	408
第5	検査要領◆	408
1	水張検査	408
2	水圧検査	409
第6	タンク検査済証の効力	409

第 24 章 完成検査（法第 11 条第 5 項）

第 1	完成検査の合否基準	410
第 2	完成検査の申請	410
1	申請の時期	410
2	申請の単位	410
第 3	完成検査指針	410
1	完成検査時における工事用架台等の取扱い	410
2	排気筒による隔壁貫通時の防火措置	411

第 25 章 保安検査（法第 14 条の 3 第 1 項・第 2 項）

第 1	検査	412
第 2	内容	412
第 3	保安検査の時期変更	412

第 26 章 許可書等の再交付（危政令第 8 条第 4 項・市規則第 4 条）

第 1	許可書の再交付	413
第 2	完成検査済証の再交付	413